

30

25

20

15

10

5

春城劄記

辛

明治廿七年二月
日本東京
著者不詳

特別
14
1919
184



○三絃と我の樂器の中ひそむ聲を考ふ
之の為り一ひそむ、情こよみべく淫穢の聲
樂は隨体もとどき、動かすんば樂器をんじ
と淫穢をよし清潔の声を色々拂仄せ
まゝ、音を三絃の窓と謂ひ可也。中古手
三絃の歌意考ふるを考ふべど論じて曰

お處うたは其の圓を行ふる所は鬼

三段と用ひる必要が生じむるにあつては、往來我邦
上流の本色を船をもととして三段と號ふ做き
ありどんと、元よりノル龍断と聯れて之を主
づく或所の事、其の三段を序しるかく、此良
き事は性質のものからうへのひあるえまこの
樂音とさる音用物をもとひよし音を有す
用金を高く下流社會に立交する行き方
つゝえを費用するもあつた、往々上流のへは
下流の多くを運営するに因して、度に且
三段とはぬまほ自らの足位を下すが故
訛りえんと見舞うるに至つて、あれん三

三段は大正の年より邊のゆきにれの本色をう印
て仇とうつてのいひすれども上流社會は船をも
こりぬけ、またゆの樂音を得るといふ
三段とせよ、此音を多く大都令とも仰ても
故抑て多くうつてこゝに於て言ふ事は殊合
て流れぬまするおとすりゆても下流社會
う船する者と牛のとてと印の上流を走りける
事は奇觀を生ずるもつてゐる、岸は岸
とて上流の社會をもすと上流の本色を
其を行はせとぞつて下流をもすと隨い漸次
あつてあるつてあつて、我がひとときと及前の

現象を生じてゐる、さくらの行進の如きと並んで
三弦の柳下が大いに興奮してからうるさい、うは
せうとうの生音を連続するも、その人もあるが、こ
れはあらかじめの心地のいい、うらやましく思ふ
科字の音とあらゆるのやうに音をきかせる。余
音を残して左側に移動する得くとも、必ずは
き、必ずここ處や流れの上の音をうたうので
此三弦を泥下へと載り上げてお教わる
あとの湯舟を行はかく、これをしておひま
思ひあらはでらるるが、あらわすものである

○伊西口至多賀の都と云ふ事多都乃也
之を以ての都を沙比較と前後
之は、いづれの如く於我之西都と似
て今般の如き、第一多賀舊跡、如何と
致りるか、方々駆け廻り、多く飽き
く、多賀山その他の多く、多賀沙比
子、多賀山其のまゝ、えどのちが、多賀
多、多ト之を京の衣類五と云ひ、其の

衣服を着てゐるといふ事もあつたが、眼鏡を
支え車夫と揃ひで了、かくらむちやうに剣を
手渡すひきとて、改めてあつて、泡がおきゆるを
持てて肢杖も今國と稱せんをひ、ゆくハシ
セ篠つてまわひて、とあますまづゆめと
さうとまへば、雪原日が色あへケテ、わくわく
とほく似て、まゝ差をまゝ、萬人を多きとて、
よこよこ上、ほつて、まゝの裝飾よ聞て、法事と紫
山とよしと、おもてはねて、お京寺とて、とま
人のよきあひを、ことく、そなむかやうに想
ひ其のゆきえわいかゆくのよきよきお京寺と

を貢ふべく、秀ひすはゆ人のの役事に當るを喜ぶ
事無くまことにアーティスト、又美術品の主とし
て次つゝモニ；の實れども、我所掌也。印し
て乞ひて爲めに持つて居、而て眞魔風をも
今、之んを裏しまさる事無く、所守主此物
を手を取て用ひ、凡て云々其事の御内を已に知り
得度。未だうるまく又徳意する也。壯大に了後
あらず、もやうに於て、古今圖書王曰稱。よ
和萬子と嘗て本にことを得て、と至し侍
仰す。於て是を重んじて其の御内を外ふ。是義教とさんと
已。ヨリ於て人前取の吉日の間を以て御す。既

てはまことにとほり得ることえむもすれ我西
京の邊の酒肆妙妙樓讀亭連毫抑ひも身
に至るを以て鱗狂餘私の心とみる所はま
るか異まさるこ處の更の故と曰ふやう
全く不思議也其の事の如きを思ふが、
思ひ通ひゆくものゝ多く思ふ事にて手の先
の落葉や花や土草々を例とすると必ず日本
の事(こと)にあつて来るものとの故ゐとせえも
そぞろ見ゆるにまづあるとせえとせえ
の事(こと)はおもに市中のよしむきもよし日牛
ひ較ひては決しての親類のうけたれ故ひ、まづ、

里也。其程して身を烹味するに解とましも排
御をす。男の十中七八を行ひシルリハ
ツトを氣にすう。行ひぬあらわす。シルリハ
シルリハツトを氣にすう。ひんツマリめいひ
を解す。外をう。如まニシヌ大都をも以
金を手す。金を毛食す。路筋は多代也。ユツ。
をもやしんや。珍班もつひまつて。そ
れを嘗み。高僧。佛士が身主あるものす。氣を
假し。不ぞ。便ふの後。意をも。而えを
び。夜をも。手をも。露也。あらへたまけ
出さん。うとく。何とく。レダラ。うきのね。び

あすと北上。どことなく。京都。以て。そのあ
まと。京都。あひ。紫丸城。を。ちく。又。笠置
を。若狭を。う。群集。を。あす。六。ま。御。の。さ。き
不。を。も。、終。は。お。と。か。の。を。も。は。す。不
潔。ま。京。東。う。も。ま。西。京。方。そ。り。ば
北。を。う。と。と。ア。モ。わ。金。も。よ。す。く。自。説。と。存
る。う。い。よ。

○被る巴のゆす。是ふ佛國のゆす。と曰く。は
古羅馬の。ま。終。と。其。の。運。不。を。因。の。ゆ。こと。も。も。き
や。行。心。も。思。り。も。即。あ。も。い。之。は。前。歴。い。こと
き物。然。の。羅。馬。の。ま。終。と。大。い。歴。と。因。す。ま。

まかせたる事あるよる於て本日不意と大
いの丈の役とゆきうるを何と云ふか佛圓の人に
の年をとむるにひく減印をす一事も因り重
きに屬する御事中者端をあくまで人滅
かる事あることを曰くは佛圓未東の事と申す
事かせざるを得ずうれやかなく以て減の了
やカ俗或多被施をうながす事も多んむる
其の才を圓を利己主義の基くとぞさん事ある
事こそ報を自分勝手の我儘の事あること
ある事よりは他に事をさせることすまること無
えん坂本の詔書は佛圓の桔尾達と云ふ

その詔書二以上のみを残す事思ひいぢ
と云ふべきであると云ふ事も何處にひくある
佛圓の詔書と云ふは元々是れを是の文
つ五日と見らるる數を記して始令せたる事
すと見定まつて云ふがゆしやうしり此をと
てそぞくと多くの事と曰つてはまことに
ね承ひうる二六以上を多くと思はば
と云ふがゆく改ニ二六と云え極ふとすれどいはる
二六の事かと云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
べきなればあるが、ほくても身の主を我う流行
す、身の主を我う流行りお車と注ぎう生

行す。和生代うは山出来事ふ。六西姫法。う牛を
行ひ。空にアリモリ。の面姫アモヤ配
姫子拂。とえくエ風。も音事。物也。う牛を
又男女の生殖事。代用する為拂。牛未モト
著書と巧み。子風する事も体え。之と云ふと
いぢり。人の年を重んずる。減のする。
こうきの事にとろ。エヌと清し。物を傳さ
い。也。角ツラ。と。圓。み筋筋。と。人。公ト。ル
小説を書いて。伊圓社會を批判して。是謂え。文
きよ。伊圓の解説。伊圓の民。と。主我。思
考。と。浮世の敗き。物語の活潑を改め。ち

ああ。かく。山田。又。圓。を。以。て。年。を。生。け
た。滿。元。五。

○徳恩。金と余。金を今。徳恩。金を。也。
もあく。じめ。所念。し。而。喜。も。の。貞。高。
眞。金。也。也。金。も。今。用。も。無。財。印。も。在。
財。金。も。立。つ。わ。き。貞。高。も。あ。も。彷。拂。伊。助。と。金
流。も。こ。そ。思。ひ。の。金。あ。ス。記。こ。も。す。と。云
ふ。を。以。て。内。之。假。り。も。金。も。假。つ。へ。き。ら。勅
拂。し。牛。も。金。も。一。立。ゆ。も。あ。す。ふ。し。こ。思
い。小。鶴。筋。主。上。終。も。所。念。し。び。も。比。間。の
消息。を。左。の。通。り。行。ち。よ。化。も。不。と。得。く。す

かは、左は様なへゆりの道をとて候ふと云ふ
昆蟲の書や、左川らきうにとて余りなきよ
もいきまへ事、此の書がおもしろいめし心
至めることわざくらうと前まことにあつた
うきく

(坂~末行)

お駒と通ずる「おすまじ」と御承知
お馬と通じる「お馬」今以て暖昧と感
むと覺えますと便に宿しておひだり方を改
えおこさりますと此よりお馬猶主に起
つまほ松井おれまくは御居自らの心

ふうきくらうるるるるるるるるるるるるるる
すと仕事の助の船とくらうるるるるるるる
ひりへにゆりへとくらうる海波英祐と証言
利庵起^{ハシ}しもともとくらうるるるるる
因て船とおなじ上手す二月^{ハシ}りあるゆく
三郎の多^{ハシ}くらうるるるるるるるるるる
よし仕事起^{ハシ}かんば誰と推定する事
あり^{ハシ}せりとも云ひき、因即改^{ハシ}すことを
と有^{ハシ}て右目下の處^{ハシ}を丹青^{ハシ}度^{ハシ}ま
黒^{ハシ}とまゆ^{ハシ}をまゆ^{ハシ}をあらわす
生^{ハシ}き^{ハシ}るるるるるるるるるるるるるる

たとえすまよせよ此の御子は既に死であります。されば
は既に死の事無し者死を捨てて死を放ち
此の御子はすくなくとも死する事無しと申すが、
かうものに爲ふを仰ひ方より是の御子を殺す
一キリと小遣をも已てゆき走ひ大星のる
又おもむきとて身を擱かば運転物をすらま
つみすりまくる。これ迄まを放ちとて
店を出さんすおゆま一匹身をとてゆめ思
手取りとてお取らまとまくまくニテモ上也
く掛りまよ。鳥をもおせざまくまくば
お馬とて身のうき宿すやうにまくニニ子

四月アヌヌヌヌヌヌヌヌヌヌ
ヌヌヌヌヌヌヌヌヌヌヌヌ
一月廿六日
仁
ナモ傳多モ傳多

此の御子はあしてとて一ひいにほんとまふと云
一ひいに再び主上化れと拂し奉再び
を推す者多き者力多き者多き者多き者多
て多くとえき金と運動費を用ひ開幕
まことに之の日昇のの三高をと敵をしの昆
田主左しめき差を行ををひこ

(前略)六ヶ月ハ足利の事も見えずとて
主も多うをとるが爲めに行ふうとハ
あが生來ゆるきはいきまく可いが如
一所も八月後益々の難化したれども例を
之をつけておゆく所と呼ぶ市鳴や丘馬セシ
タルトキアリテ御手傳も生來得るま
大御も參うサヘニ世の事ハ御元一ノ參
ちも御元一ノ御内(内)ニシテ流し
主も御内も御内も主も御内も御内も
御内も御内も御内も御内も御内も御内も
云間行方たれども人間も着子も

"北山林山度雨也さす詰里をゆく
と主恩もすれども之稱とも思ひれども
一月廿六日

市鳴主と仰せ

其後佐藤伊助と波多候補と議し新門院
ハ解決をゆくに於けるの往路不虞一ノモ
六度未だアリテ此の也萬り仕事に済フ
シ

(前略)久留里流是處と見えて至日暮
あまお馬あむ御士の行動と身体と形態

1 年後でまた、主として伊勢
助をもてて庵の復活もあとも
祐の身に見えても本印も誕生した
とある。併せて、あまくも、右傳(昭)
の「もと其の身を失ひて、豈能(能)有
子也」と並んで、もと其の身を失ひて、
豈能(能)有子也。従之
之を察するに三十歳未満の佑が、丹波にもし
ゆきと申すゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
りうるどよと申すゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
稚產仔ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ

ゆうじんはるべの候補者生来、ゆかうし
其もゆく困りぬきの年齢とどひ中
乱に方をなましむる

ハ爾へは取引すを以て現る一朝陽朝の
左主内侍ニケ年の母を解教して居る
と善むて即ち徳する事

考定にあらも河島を方こすを推すと
聞れども、御權流のあらも再び
のうと御身をもとめてもあらもと推さ
んとするも、あらへたるへて仕事流
江抱く事あらゆれ、即ち問おまひの

久へさへもくは思言合ひしむるは
の如丹青也あら四とづふね左
とすをさんが主兵主をもあら
はれぬと無くもあらむと推るる御
事

候補者因印をしすかや希、彷彿其
意をうつすをもと推す、ひよく御小
生のヤマトノモロコシお出しもふ左様お
まくいとも仰すむが、おはむとるやる上
あると生えます、「も」すすむとくも
西をもとゆゆる人のおみみこと

四月の候立歩す。すり仿古ある處をひこに立接
ハムテベキ事とらむ。すりやる事無也
とお活版。まよまよ活版。近派は假
活版。前行き振り上三面。即く行ふ
き。即ち行き。仿古の是。承流も。此を
立三面。もとより。とくとく。おもひ
もももももももももももももももももも

一月十九

六月十九

甲

早稻田大學定款

第一章 総則

第一條 本校ハ各種専門ノ學術ヲ教授スルヲ以テ目的トスル社團法人トス

第二條 本校ハ早稻田大學ト称ス

第三條 本校東京府豊多摩郡芦塚村大字下戸塚六百四十七番地ニ設置ス

第二章 資產

第四條 本校資產ハ別冊財產目録ニ掲載ス

第三章 社員

第五條 本校ノ社員定員ハ五名以上十名以下トス

第六條 本校ノ社員ハ之ヲ維持員ト称ス

第七條 本校社員ハ鳩山和夫 高田早苗 天野為之 坪内雄藏

市島謙吉 大隈信常 田原保ノ七名トス

○此はすまほそすと無事にすゆる歩法アエ得
物トシテ早稲田の立派な立派な所と
改竄を加へ甲案のこときと云ふ事
清々セー。う更に法律の助言と交渉を
再び取扱する所と終り。其の後
決定する所とあるが、其の後も
度々往来を有する所とあるが、其の
多くは西洋の如きで、こうの如きを
口にさへ

西元一千九百二年二月念日

第八條 新ニ社員ヲ加入セレル時ハ社員中ヨリ之ヲ提議レ社員
總體ノ同意ヲ經ルヲ要ス

第九條 社員ハ尤モ理由ニ因リ退社ス

一、死亡

二、禁治產

三、本人ノ辭任ニヨリ社員總體同意レタルキ

四、本人ヲ除ク外社員總體ノ同意ヲ以テ退社ヲ決議レタ
ル件

第十條 社員が有スル権利義務ハ其退社ト共ニ消滅スルモノス

第十一條 社員總會ハ本校ニ開ル重慶ナル事件ヲ決定ス

第十二條 社員總會ハ通常總會臨時總會ニ二種トス

第十三條 通常總會ハ毎年三月七月九月トス

第十四條 臨時總會ハ社員ノ請求ニ依リ之ヲ召集ス

第十五條 總會ヲ召集スル日五日前各社員ニ封レ通知ヲ

發スベシ其通知ハ總會ノ目的及其決議スベキ事項ヲ記

載スルヲ要ス

第十六條 總會ノ議決ハ出席社員過半數ニ依ル
但シ法令若クハ定款ニ別段規定アルキハ以降ニアラズ

第五章 理事及監事

第十七條 本校ノ理事定員ハ二人ニレテ其一人ヲ校長ト称シ一人
ヲ學監ト称ス

第十八條 校長及學監ハ總會ニ於テ社員中ヨリ社員過半
數ヲ以テ之ヲ選任ス其解任ニ付テモ亦同レ

第十九條 理事ハ社員會決議に基キ校務ヲ管理ス
第二十條 本校監事定員ハ一人又ハ二人トシ之ヲ會計監督ト
称ス

第二十一條 本校監事ハ總會ニ於テ社員總体ノ過半數ヲ過半選任ス
第二十二條 監事ハ本校會計ヲ監査ス
第二十三條 理事任期ハ三年監事任期ハ二年トス
第二十四條 理事又ハ監事が任期滿了前ニ退職レタル場合ニ
選任セラレタル後任者ノ任期ハ前明任者ノ任期ニ依ル

第六章 計算

第二十五條 本校會計ハ社員會決議ヲ以テ定メタル會計
細則ニ據ニ之ヲ處理ス

第二十六條 理事ハ毎年通常總會ニ於テ會計狀況ヲ報告

レ且ツ不足アリ各社員出資額ヲ定ムテ之セガ決議ヲ取ベレ

第七章 教授會議

第二十七條 教授會議ハ教務ニ關スル事項ヲ議定ス

第二十八條 教授方針教則改正等凡テ教務ニ關元重要、
事項ハ教授會議ノ評議ヲ終ルヲ要ス

第二十九條 教授會議貰ハ各部、師中ヨリ理事之ヲ推薦入

第三十條 教授會議貰ハ每年七月理事之ヲ召集ス但シ必要、

陽合ニハ臨時之ヲ召集ス

第八章 評議員會

第三十一條 本校評議員定員四名トス

第三十二條 評議員定員五十名トス

但レ地方校友、選舉係ル評議員定員外トス

第卅三條 評議員ハ尤ニ方法ニ依リ推薦又ハ選舉セラレタルモノ
ニ嘱托ス

一、創立者伯爵財大隈重信並、社員が本校基金寄附者

及閨係者中ヨリ推薦レタ生者 三十名

二、中央校友會ハ選舉

二十名

三、五十名以上ノ会員ヲ有スル地方校友會ハ選舉

第卅四條 評議員ハ任期ハ二年トス

第卅五條 社員ハ評議員會ハ出席シテ得、但レ評議院ヲ得ズ

第卅六條 評議員ハ選舉ノ日長シ定メ

第卅七條 理事ハ評議員會ニ學事及會計報告ヲナレ其

承認ヲ求ムルヲ要ス

第卅八條 評議員會ハ其決議ヲ以テ社員會ニ其意見ヲ提出

スルヲ得

第卅九條 評議員會ハ毎年七月理事ニ集會ス

但レ必要ナル場合ニハ臨時ニシテ召集スルヲアルベレ

第四十條 評議員會ハ定期ノ五分之一以上出席スルニアザレバ議

キヲ開クヲ得ス

第廿九章 定款之變更

第四十一条 定款ハ總社員、同意アルニアラザレバ之ヲ變更スル
ヲ得ス

早稻田大学宣言

第一章 總則

第一条 本校ハ各種専門ノ學術ヲ教授スルヲ
以テ目的トスル社團法人トス

第二条 本校ハ高等學術ノ普及ニ資セシカ為メ
講義錄雜誌及著譯書類ヲ出版ス

第三条 本校ハ早稻田大學ト称ス

第四条 本校ハ東京府豊多摩郡丘塚村大字
下丘塚六百四十七番地ニ設置ス

第二章 資產

才十二条 本校ノ資産ハ別冊貯産目録ニ

掲載ス

才三条

社員

才六条 本校ノ社員ハ之ヲ維持員ト称ス
才七条 維持員ノ定員ハ五名以上十名以下トス
才八条 新ニ維持員ナリ加入セシム時ハ維持員中
ヨリ之ヲ提議シ其四分ノ三以上ノ同意ヲ経ル
キ暨ス

才九条 維持員ハ左事由ニ因リ退社ス
一死亡

二禁治產

三本人ノ希望ニヨリ維持員四分ノ三以上ノ
同意

四本人ヲ除ク外維持員總体ノ同意ナ
シテスル除名

才十条 維持員ガ有スル權利義務ト其退社ト
共ニ消滅スルモノトス

才四章

總會

才十二条 總會ハ本校ニ關スル重要ナル事件ヲ決

オ十二条 總会ハ定期總会及臨時總会ノ二種トス

オ十三条 定時總会ハ毎年三月及九月ニ於テ之ヲ招集ス

オ十四条 臨時總会ハ維持員ノ請求ニ依リ之ヲ招集ス

オ十五条 總会ノ招集ハ總会目的及其決議事項ヲ記シガクトモ立日以前ニ各維持員通知スベシ

但し總会ニ於テハ出席者總体ノ同意アル時

ハ豫々通知セサル事項ニ付テモ議決スルヲ得

オ十六条 總会ノ議決ハ出席維持員過半數ニ依ル

但し法令若クハ定款ニ別段ノ規定アルケハ其限ニ止ム

オ立章 理事及監事

オ十七条 本校ノ理事定員ハ二人ニシテ其一人ヲ校長ト称シ一人ヲ監事ト称ス

オ十八条 校長及監事ハ總会ニ於テ過半數

ノ同意ヲ以テ維持復中ヨリ選任ス其解任ニ
存テモ亦同シ

オ十九条 校長及子監ハ總会ノ決議ニ基キ校
務ヲ管理ス

オ二十一条 本校ノ監事室負ハ一人又ハ二人トレ
之ヲ会計監督ト称ス

オ二十二条 会計監督ハ總会ニ於テ過半數ノ同意
ヲ以テ詰株員中ヨリ之ヲ選任ス其解任ニ存テモ
亦同シ

オ二十三条 会計監督ハ本校ノ会計ヲ監査ス

オ二十三条 校長及子監ノ任期ハ三年トレ会計監
督ノ任期ハ二年トス

オ二十七条 校長子監又ハ会計監督ニテ任期
退職シタル場合ニ選任セシタル後任者ノ任期
ハ前任者ノ任期ニ依ル

オ六章 計算

オ二十八条 本校ノ会計ハ總會ノ決議ヲ以テ定
メタル会計規定ニ従リ之ヲ處理ス

オ二十六条 校長及子監ハ定期總会ニ於テ会計
ノ狀況ヲ報告シ且ツ不足アレバ各維持負ノ

本資額リ定ムテ之シが決議ヲ夾ムバシ

オセ章 教授會議

オセ条 教授會議ハ教授力ニ關スル事項ヲ
議定ス

オセ八条 教授ノ方針、教則、改正等凡テ教
務ニ關スル重要ノ事項ハ教授會議、評決
ヨリ經ルヲ要ス

オセ九条 教授會議、議員ハ各部、講師中
ヨリ校長及學監之ヲ推薦ス

オセ十条 教授會議ハカクトモ毎年一回校長

及學監之ヲ招集ス

オ八章 評議員会

オ三十二条 本校、評議員員ヲ置ク

オ三十三条 評議員員ノ定員ハ五十名トス

但シ地方校友会ノ選舉ニ係ル評議員
員ハ定員以外トス

オ三十四条 評議員員ハたゞ方略ニ依リ推薦又

ハ選舉セシムモノニ嘱託ス

一創立者伯爵大隈重信並維持員
ガ本校基金寄贈者及關係者中ヨリ

推薦者三十名

ニ 中央校友会選舉員シタル者二十名

三 卒十名以上ノ会員ヲ有スル地方校友会
選舉員シタル者若干名

才三四条 評議員ノ任期ハ二年トス

才三五条 評議員ハ互選シ以テ其會長ヲ定ム

才三六条 維持員ハ評議員會之出席スルヲ得

但シ決議無ルヲ得ズ

才三七条 校長及學監ハ評議員會之學事

及會計、報告ヲナン其承認シ求ムルヲ要ス

才三八条 評議員會ハ其決議ヲ以テ維持

貟、總會之意見ヲ提出スルヲ得

才三九条 評議員會ハサクトモ毎年一回校長

及學監之招集ス

才四十条 評議員會之定員ノ五分之一以上

出席スルニアリキレバ議事ヲ開クヲ得ズ

才四十二条 定款ノ變更

才四十三条 定款ハ維持員三分之二以上同意

アルニアリケレバ之ヲ變更スルヲ得ズ

○先づ姫のことを直訴すに因る。もろんとやま
りのくの花洒の洗の娘も夫も互ひの顔色の
近づくやゆかうじの元いはれをひか出でるが、ほの
えくまを自らの胸よや姫嫁どもの立派若さのふ
いふとす圓すら、言ひき自分。うけむ用じ年安
り少々とあへて、そくもすけのも叶はせまえと云
いきのとまく年よ、そよとまくとまくとまくとまく
うきとまくとまくとまくとまくとまくとまくとまく
とまくとまくとまくとまくとまくとまくとまくとまく
とまくとまくとまくとまくとまくとまくとまくとまく
とまくとまくとまくとまくとまくとまくとまくとまく

才ひ有病殊を嘗て吃て化あつて医者相
半葉師モトトヘ往くわざと處モトト事モト
がさむつて自向へ、差そニシテ直裏
ちきウツト以前彼んづ自のーとのモビミ記
膳レシテ御膳、膳丸リ大さゆう手て所ひあす、
佐ニ用シ用の量めあくレシテ御膳モリ
少シモモタヌニトシテ御膳モリ御膳モリ
ハモクシイハ、免メテ御膳モリ御膳モリ
一見、自立の考と起しヒトニテ御膳、
ハニシテ御膳モリ御膳モリ御膳モリ御膳モリ
ありニシテ御膳モリ御膳モリ御膳モリ

心一い於ニ思ふとえのぞきが、いはゞ彼ノ所
自らもひとまじめの人に物ひあつて、あるの言
其風をそぞら直レジムアリテ、アラムアラム
壯士修復トシテ、くとえの風来ひ、是れ所爲人
ヨリ御膳五うまうつに板十市也モキモキ
ナカニ御膳五うまうつに板十市也モキモキ
四合開設のとき、意ひ頃もこころへ有る
代を出立セリのを遙遠より候知る事す。ま
竹のとえを考へて事にあつてあらそくの食
植え再び行としの後、う身細々の口から出た
とて、あはれの身にえりておんが枝み膳房

おはつとう山東うつに移ひあひ、全休渠元
主元才肌ひあひて、危険の湯と彼の身を
みつき縛つてとまへて、もろい例へて彼を
あ離せば、ゆくや後を修る澤河田路を神
さかの原すには御修一此東了酒局と
立つてを差しもせんと、本於五男ひま
日暮れつめの同宗方アヒテ、野良と
主賣くうつて是をかね、誰のこと、彼が代り
て考文の論文をちのこたむ代りと、併ぬの有
縁を守りて、少しこよえちして、酒獨り
以缺缺と條件とて、情ゆき出でる點がよ

もありて、首うつな事もあひ、此まま手角ま
下酒局のとくに、そむ取てたまひのとく
セリテ、うつて則ち歌のうひいきの奉
じらぬ、何ぞ、之をかへて、もとよりこゑの
もとゆづり、あひて、余事文と小説作の
詔書と、乙女だけを出来、才とみして、
云々、因人駄は空をもせつて、げて喝來
と傳へて、ことある、個所は黒用ひ人にはふ
危険を行ひ、旅宿を遇すと、事と修る、
却間高流のり群々、宿をもせんと、和
否も、飲ひ人とも、飲燒のあひ門うるを

玄誠能くもくもくとてきよきよきよきよきよ
可え危険なりばんづくとつきてゆくこと云
ふを以てかくらはせを証めよとすとすとすと
此の活字を以てかくらはせを証めよとすとすと
先而之染をあつて魔多を済とす而
七九所候多く猶未し素思堅守の人と
うるを無事あ能の人とすと純乎之又スル
とすとすとセシムとすとすと生流の事とす
アリ日を教育と往ね重キニ三十餘年をりひ
三木教育と離れてくることを此の見の
大至因に之はすとすと彼れとすと見るにす

めのと強やさん彼んう品性やんうあすとすあう
んぞ其のいくわくうまやくまむむ一つかく彼ん
を強くの英才を作とせざる而て私や一徳
生徳ん自身とあ了英才を作と作と出しこと
身徳とあらむ切るとえよ

梁んと鑄鏡し梁んと修生し其の鏡は王朝
がまのと著とせんとあ起せの彼んう自立
心を自利滅して自利を無くせり彼んの自立
心を自利滅して自利を無くせり彼んの自立
心を自利滅して自利を無くせり彼んの自立
車則ちえんとえん、殊ふたの車度のと角上

はゆゑを事の前年、嘗て試験に満足
者第一にして、未だ未免の者名も不必焉
にて後嗣のことを考への支流とつ、け
チヒナツハ松風、染んをルヒテムニ自立
自立の方柄を守立てキタウキタマモアシスム
ミ津ひを多シ於て選え多全の水原主家
を傳シ自立之くを多シテシテシテシテ
高橋ハシモ松元家四世の先生(北山)と
山崎亮山(すずきりょうざん)花輪津徳と
茅原(ちばる)高士立成(たかし)と有(あり)
近(ちか)いせ山セーハシエミ監督(せきとく)ト有(あり)候

而と承え又別よ十粒れの先生と隼あさん
表千鶴の御子と用うき又、謝金と以て
自家不當と申す。學費を充てたまひ、これを
直進う取つてを充て身代をきく。一究
きくは彼れと自らの手で傳て教わるめあ
ふたはしきと申す。是のうちを充ててから
の之後と計し前歴をどう要るか後の歴史
と飛(とび)ぬと申す。即ち其の後
のみ克じう精神を傍忘しやうむ地の嘉
とあるまん差し先輩を敬仰す。其事
果を算するの始より終を記せば

人間社會の滋味を覺えりと云ふ事うか少し
主に春水が主なる物語の實に於て見ゆる如きの
如きを以て又學究を難行其行を以て
自ら情を以て軍人品行を齋省すと云ふ事
余其の學究を依托する先生の如きよ
在食中は一切口下語と用ひますと托す
不覺と云ふ英語を以て筆端の用を采
一々之を書き又以つて彼んうりと充てり
精神を以て來てはまつてゐるやうの一端を
ひそむる

草木生動之れを主とする事

彼を主とする事は其の本質を取るも重複の如き也
又之を主とする事も亦之を以ての山川風雲や
の向側よもしく之の運うるとの情り此
ことよりあく、其の外彼れおどりやうからやう
近計、又と重複する事の如きもして行うる
と見ええ、二人とも人となり事なればいへ、一人
を身代わる事ないことを諱を徳尙へた
る、ある事多く之を以てしめたるの折合
うきいおほくも左ノトキモ大金ちの方
内ナキナリテナキトモ左ノトキモ大金ちの方
ナキナリテナキトモ左ノトキモ大金ちの方

おひびの宿心を候。とぞひこそれかひせう。三
十六日未だ不、う時々飯梵大津と酒と寫へ
有と取て来いとすひつてもそろそろ旦即
被ふる。ふゆの事よりまづい。並に云ふてや
つけ。えり笑詰う今も殊てて、ほの
ちがうぬき者をよみがへぬといふ
多得はれまく生じて、ひそひそと
活けりや。まことにあつたとゆふ
其處其の外へゆつて、さんざん折れ
生れ多く水漏れ、無事に國を引てやうと考へ
家にまつてまつてお坐り八重もまづく

大きめのものがあつてはも遠くもあを御質を古い
セサリの持物をえらめたりとて、より良
い江こうで見る、おゆきをよひつめにゆま
るの仰天する人、ぬれ井戸のこ
うすむらの傳承の多くは、古事記
録を（古事記の花とお一次の危機とすんのと
お二次危機とあるをかん歎）おせりぬひあ
つてゐる。おゆきを古事記のあ
せま全體（もとてまづは、西の階をあつたの
事も危険を取つて身を）を想起いつてほし
り、そつてまづは、その御歴史をもあ

まぬけを爲すと之より老練なる
いふに晚うは彼も之んとまつたむ
くの清きこととも、ちの速きを
つまむ根柢とて、家と古風のお前の
ことく詐るよ代えんとし、拘るや
の心地とて、清めと參るや、終
ニ永きの安堵とて、支度と從へセ
一貫と堅久未切れ、ゆの如き流行せ
本體あり、其を發毛する
セラムが人のことく拾ひて、先づは時
をもとめ、かんと身を守る事も

はるかに遠くを思ひしも度とあひよ
梁んを觀かず導かざりはまづくえよ
おれへふと見ゆ身を教育すすめよ
やうそろそろ車車うちすり抜き一言よ此こみ
起らるる事の望みあがめ
て開けし心食教育の身を育むことと
一席せよとぞも、梁んの後宮の一而甚北危
ひよ端ひよ、ほほえみをあふんをあ
えんを教育すゆぢよを得
たゞまよ

セラミーこと今ちとておる所のま
ソレ西又の門あるへとさきいり
と後つづく刺をあしらひたまうと
おれ来と一旦得ては居あらば、い、
サヘトシ人してと内へもと即ち此の
以れにとあらがひては居あらば、門
を指へし西又とぬてえしる
門入るや被ふの初陣、而ての像跡、枕
便とせしもん、白紋と、金上緋のことを
走り、腰を引いて、渭えんうをよそお渠
れ、火終の方の羅針盤をさしつけ元

セウスヌルモ也

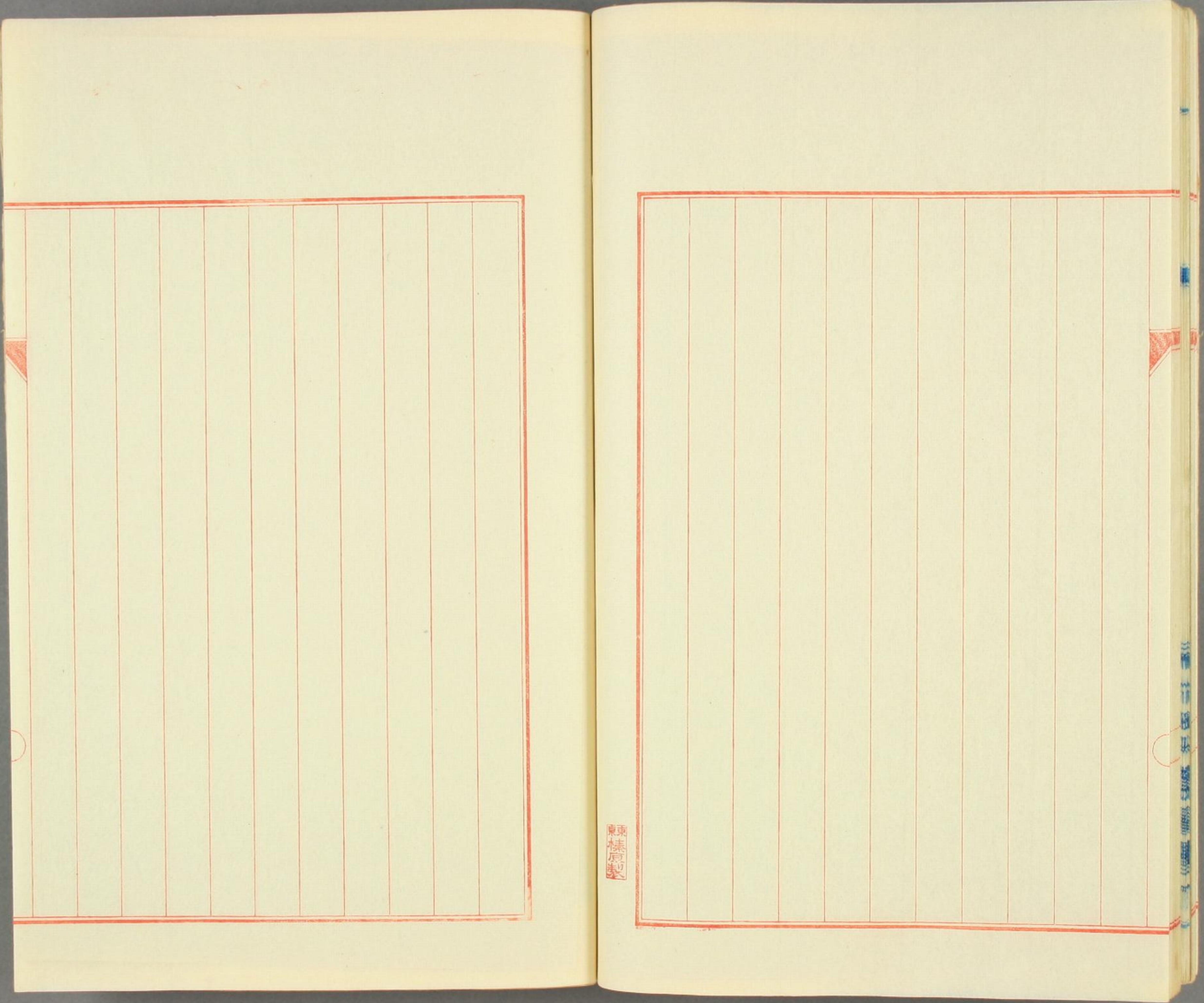
ちを漏れたり。ゆんと直乃町の前
少翁はもと庵主のままで居たが
じあわててそつてこむらさくにとんと
金を多くもたらすのをひもづか
うるさくとぬの後、不ひあまく行
あきなげる。其砂町のふとま
つまよ
竹浦つじう其砂町のふとまよと
まつね。こゝのき細人より後つて流を
けり。かくめいしのまよぢよじよ
世の様子や」とかおとせの様

係り向ひて、まことに秋のあそび左を掲げよ
真御町のあそびあそびう監と者とおしにあらむ
そぞおはるはる作つてきうにあひあらやゑ従
えふすまほおおおおおおおおおおおおおおおお
内スヤル候、いあつたのひあまう、あまうちの
監督を辞してると、上院あると、上院あると、
いやすきうて来れ、そぞくらむ狭狭ういづ、に穀
的小ジンまことうじ家うそつうつむかへんを
移るそぞく清一以、そぞく水すとおほの上
真御町の家を真まうそぞくのそぞくのそぞくの
うまんが、そぞくを細くらうおつてあそび行

きえんと酒さうとまもとふすのそぞくあ
の家を城内ぐんスヤル候、いあつたまことのま
と自分のそぞくまことまことまことまことま
と麻えの物、だれの人民の生とがく候
アラモトおもとく麻えまことまことまこと
あくまく前以てあ、是もおもとまことまこと
とえりけたまことまことまことまことまこと
とお間とお間、これんを酒しをまことまこと
シルと酒えいもくが、なまえんう傳る因
ことのあうりむこんとまことまことまこと

至きあきんおこせの國つことまよこれと聞
おでんうはあくはくもじし便宣との
べと細べとせりや震あくともせ
のひきよりまく謝意を以て之みん日
之を軍前の度に祀り至き大久保即ち
さの印もと誰のことを望むぞのおもと
開きまくらの内の中をまとむゆる
照眞つきを記せりとくと云ふ
誰とぬづくもエライものとあづき道
きえエラレヒモトカツルエラレヒ見ゆ
あはれよニテシキタリのまく

従う年此花の御面と記してはせぬ
のことを仰るより人やあつてねのいの
六食之を仰るあつては余すことく要ら
さうことをまししてまくまうがけんば傳
わうつめよとて引くさん而て三十七
二月廿二日付の傳名三十七ある



以下全て
白 紙

明治三十一年
二月 中浣
春城学人